

## 「えひめのブルーカーボン里海づくりモデル事業」仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、「えひめのブルーカーボン里海づくりモデル事業」の企画提案及び委託内容の主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者と協議の上、別途作成する。

### 2 業務の名称

えひめのブルーカーボン里海づくりモデル事業

### 3 業務委託の目的

本県では、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然共生社会を目指し、「第2次生物多様性えひめ戦略」に基づき、生物多様性の保全と管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用、多様な人々の連携・協働に取り組んでいる。

また、国では、生物多様性の損失を止め、人と自然の結びつきを取り戻すため、30 by 30の目標達成に向け、自然環境を保護し自然と共生するエリアの拡大を図っており、県においても同様にエリア拡大を目指している。

海域における干潟（※1）等の沿岸域は、元来美しい自然と人の暮らしが共生してきた「里海」であり、人の手で適切に管理することで、豊かで多様な生態系と自然環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって供与されるものであるが、保全体制が十分とは言えない状況がある。

そこで、地域の実情に応じた里海づくりを図るため、生き物等調査を実施の上、保全体制の構築を進めるとともに、干潟の生物多様性を保全し県民へのブルーカーボン（※2）生態系の魅力や重要性を普及啓発する。

※1 干潟は、潮が引いたときに砂泥質の浅場が広がっている場所のことをいい、二枚貝による水質浄化機能、魚介類等の繁殖場所、癒しや学びの場の役割等を有しており、希少種を含む多くの生き物が生息している。しかし、埋立て等により減少、海ゴミ等による環境の悪化等の影響を受けている。

※2 ブルーカーボン：藻場・干潟等の海洋生態系に取り込まれた炭素

### 4 業務期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）

### 5 委託業務内容

#### （1）里海づくりモデル事業

県指定天然記念物「カブトガニ繁殖地」に指定され、広大な干潟を有する「河原津海岸」（西条市）、「重信川河口」（松山市・松前町）及び「岩松川河口」（宇和島市）の3か所をモデル地域として、生き物等調査を実施することで現在の生物多様性を把握するとともに、一般県民でも生物多様性の再生度を確認できる簡易モニタリングマニュアルを作成する。

#### ①生き物等調査

・調査対象地域：「河原津海岸」、「重信川河口」、「岩松川河口」の3か所

- ・生物多様性からみた干潟の機能・特徴等を調査分析（粒度組成は1回/他調査は四半期毎に年4回）  
調査内容：動植物分布、個体数、粒度組成等  
調査対象分類群：鳥類、魚類、底生動物、植物

#### ②簡易モニタリングマニュアルの作成

比較的判別が容易な鳥類等の生態ピラミッドの上位の生物を観察することで、その地域の生物多様性の豊かさを容易に把握出来る、簡易なモニタリングマニュアルを作成する。

#### ③調査計画の策定及び進捗管理等

調査対象地に生息、生育する生物相を明らかにするためには、専門的知見・技術（自然環境調査における各分野）が必要であることから、専門的技術者を本業務に配置すること。

#### ④業務打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、「里海づくりモデル事業」について、調査計画時、中間時、報告書作成時の3回、委託者と受託者が打ち合わせを行い、その結果について受託者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

### (2) 普及啓発事業

モデル地域の中で最大の面積を有する「河原津海岸」において、ブルーカーボン生態系を活用したエコツアー、生き物観察会を実施し、自由な遊び場、生き物とのふれあい、生きもの採取としてのレジャー、教育的な活用を推進し、多くの人が干潟に関心を持ち、保全が図られる機運を醸成する。

- ・エコツアーおよび干潟の生き物観察会の実施（各1回以上）

### (3) 留意事項

- ①受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- ②この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理すること。
- ③受託者において、上記以外に事業効果のある内容があれば併せて提案すること。
- ④情報発信等においては、可能な限り愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプを記載すること。
- ⑤本件業務に関する経費等の一切は、受託者において負担すること。

## 6 業務の届出

本業務の委託を受けた者は、着手届（様式第1号）を契約締結後7日以内に提出し業務を実施する。

業務に着手後は、管理技術者届（様式第2号）を遅滞なく知事に提出する。

## 7 成果物の取扱い

本業務の成果に係る一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他者に公開してはならない。

## 8 成果物の提出

調査結果データ等を収集、整理のうえ、調査地域及び調査対象種別の目録を含む業務内容を取りまとめた以下の成果物を、業務履行期限までに委託者に提出する。

- ・紙媒体：報告書 2部
- ・電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2枚  
(ウイルスの混入等がないよう十分注意すること)
- ・提出場所 愛媛県県民環境部環境局自然保護課生物多様性係

## 9 個人情報の保護

個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例 41 号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、委託者に協議すること。

## 10 関係法令及び条例の遵守、土地への立入り等

本業務の実施にあたっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等の関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

また、業務のために公有地又は私有地に立入る場合は、関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努める。なお、やむを得ない理由により現地への立入りができない場合は、直ちに甲に報告し指示を受けるものとする。